小田原市報
ヲ59号
発行所
小田原市役所
小田原(0)1138
編集兼発行人
石井重治
印刷所
久津間印刷所
定価一部三円

市議会二月臨時会

条例一部を改正する条例など十一件を審議

追加更正予算など十一件

条例議院議員総選挙に伴う

三月二十七日執行の衆議院議員総選挙に伴う経費を計上するため、二月十八日市議会会議規則第9条第1項の規定により、市議会の臨時会を招集することに決定しました。

今回の臨時会は、二月二十八日午前十時から開会され、追加更正予算など十一件を審議する予定です。

追加更正予算は、一般会計歳入歳出予算に、衆議院議員総選挙費として、歳入歳出それぞれ一、〇〇〇、〇〇〇円を追加するもので、歳入は、財政調整基金繰入金一、〇〇〇、〇〇〇円、歳出は、衆議院議員総選挙費一、〇〇〇、〇〇〇円を計上しています。

富水小学校校舎増築工事完成

富水小学校増築工事は、昨年度二階建鉄筋コンクリート造一棟(延面積三四五平方メートル)の建築工事が、去る一月末日竣工しました。

提出案件

(昭和三十二年二月臨時会)

議案1　昭和三十二年度小田原市一般会計歳入歳出予算(追加更正)

議案2　小田原市税条例の一部を改正する条例

議案3　小田原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案4　小田原市公営住宅条例の一部を改正する条例

議案5　小田原市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案6　小田原市営住宅の使用料条例の一部を改正する条例

議案7　小田原市営住宅の敷金条例の一部を改正する条例

議案8　小田原市営住宅の駐車場条例

議案9　社会教育委員の委嘱について

議案10　小田原市農業委員会委員の選挙区について

議案11　小田原市農業委員会委員の定数について

自転車・荷車の無償ナンバー一斉検査を実施

建設だより

◇小島台団地線の舗装工事

小島台団地線の舗装工事は、二月十日から着工し、二月二十八日完成の予定で施工中です。

◇小島台団地線の道路排水工事

小島台団地線の道路排水工事は、二月十日から着工し、二月二十八日完成の予定で施工中です。

◇国府津駅前広場整備工事

国府津駅前広場整備工事は、二月十日から着工し、二月二十八日完成の予定で施工中です。

◇上曽我線改良工事

上曽我線改良工事は、二月十日から着工し、二月二十八日完成の予定で施工中です。

◇下府中線改良工事

下府中線改良工事は、二月十日から着工し、二月二十八日完成の予定で施工中です。

◇火災予防

火災予防週間は、三月一日から七日までの七日間です。

◇火災電話

火災電話は、一一九番です。

昭和三十九年産米補正割当決る

補正額三、一〇〇石

昭和三十九年産米は、全国で四百万トンの生産目標が決められ、各地区の割当が行われましたが、本市の割当については、去る二月十日、市農業委員会において、本市の割当額三、一〇〇石が決定されました。

この割当額は、昨年の割当額二、八〇〇石に対し三〇〇石の増加となっていますが、これは、本市の水田面積が増加したことによるものです。

なお、この割当額は、農業委員会から各農家に対し、割当通知書が交付されます。

中小企業小口融資の利用状況

固定資産税台帳の縦覧

3月1日から3月20日まで

固定資産税の納税者は、固定資産税台帳の縦覧ができますから、この機会に利用されるようお知らせします。

縦覧の期間は、三月一日から三月二十日までの二十日間です。

縦覧の時間は、午前八時三十分から午後五時までです。

縦覧の場所は、一、総裁屋敷は、三月一日から三月二十日まで(ただし日曜日を除く)、市役所内会議室、二、総裁屋敷は、三月一日から三月二十日まで(ただし日曜日を除く)、小田原市役所総裁屋敷出張所です。

縦覧の方法は、固定資産税台帳の縦覧を希望する人は、縦覧の期間内に、縦覧の場所に、納税者の住所、氏名を記入し、縦覧料として、一筆について金一〇円を添えて申込んでください。

常任委員会

有事に備えて消防無線電話を設置

公明選挙運動推進委員会総会開催さる

人事異動

退出

青年館新築

会開催さる

牛馬耕競技大会開催さる

小田原税務署からのお知らせ

29年度 4月～12月 小田原税務署の利用状況表

件数	金額
4月 21	1,870,000円
5月 10	970,000
6月 16	1,320,000
7月 13	1,260,000
8月 8	760,000
9月 5	500,000
10月 12	1,080,000
11月 17	1,560,000
12月 23	2,320,000
計 126	11,650,000円

決算審査意見書

地方自治法オ二百四十二条オ二項の規定により監査委員の審査に付された別冊昭和二十八年度一般会計並びに特別会計歳入歳出決算について は提出された決算書並びに証憑書類を慎重審査の結果、計数的には何等違算の点は認められなかつたのであるが、個々の問題につき尚改善是正を要する事項が見受けられたので、次の通り意見を付してこれを提出する。

昭和三十年一月十二日

小田原市監査委員　向笠茂

佐々木金治

小田原市長　鈴木十郎殿

一般会計

昭和二十八年度一般会計歳入歳出決算状況は、別表の通り歳入額は四八三、六八八、三六三円三九銭、歳出決算額は五五七、〇六五、七七三円三九銭、差引不足額七三、三七七、四一〇円を翌年度より繰上充用により処置しているが、事業繰越及び前年度への繰上充用等を検討すれば昭和二十八年度単年度財政欠陥額は五四二八万円余となる。

これが赤字の要因は、本市の行政規模が多角的であり必然的に経費の増嵩を余儀なくせしめている点及び財政規模以上に事業を過大執行していること等が看取せられると共に、国の行財政制度の矛盾と欠陥等による集積と思料せられる。

自治庁の調査による昭和二十八年度都市決算見込額によれば三三一市中実に二三三市が赤字に悩んでいる。その比率は七〇％、人口段階別による七万以上十万未満の本市と同列市においても四〇市中三一市七七、五％が実質的赤字を包蔵し、財政運営に苦慮しており独り本市のみが赤字とは言い得ない。然しながら現在の経済、金融状勢を充分考慮すれば今後の市行政運営は財政面において非常なる危機に直面することが予想せられるのである。

早急に財政再建自立計画を樹立し左記の点等も充分留意、財政の建全化を図るよう強く要望するものである。

一、歳入について

1 市税収入について

本年度の市税収入状況は調定額に対し九五、二八％、予算計上額に対しては九九、七六％という非常なる好成績を収めている。

市民の協力を謝すると共に税務担当課員の労を多とするものである。

今後共税客体の把握に意を用い徴税について尚一層の努力を払い自主財源の確保を図るよう希望する。

2 税外収入について

①地方財政平衡交付金は予算額九五、七〇〇、〇〇〇円に対し収入済額二五、三六五、〇〇〇円と、又市債は予算額七六、八〇〇、〇〇〇円に対し収入済額五六、〇〇〇、〇〇〇円で何れも大きく歳入欠陥をしている。経済の単純な真理は「入るを計つて出るを制する」ことであるが、入るを計る際における収入の過大見積は支出の膨張を来し、赤字の要因をなすので、今後の予算編成に当つては国家予算等充分考慮の上特別の注意を払われたい。

②国県支出金の内、生活保護費、国庫負担金については、国は生活保護費の十分の八を負担することになつており本年度国庫負担額は三七、〇八五、五六一円であるにも拘らず三四、八五九、六五三円を負担、差引二、二二五、九〇九円を決算上市が負担している。これは国家予算の関係上国は昭和二十九年度に措置しているが自治体の苦しい財政下にあつては甚だ遺感であつた。

身体障害者更正援護措置費並びに傷い軍人等更正援護措置費は何れも国庫負担金として予算計上したのであるが、国庫補助金として又民生委員指導費及び人口動態調査県補助金は、県支出金として夫々収入せられている。予算科目に注意せられたい。

伝染病院費県補助は伝染病予防費県補助に一括収入せられているが、これは過年度分の補助金である。当該年度の事業に対し当該年度に補助金を交付するのが適切であるので県当局と充分接衝し今後斯ることのないようせられたい。

二、歳出について

①負担金補助及び交付金中より支出せられたる額は総額四一、〇二六、四四〇円に達し内漁港修築負担金その他法令に基くものを除いてもその額は二、三三八万円余、総決算額の四％に当つている。

これらは事業費、団体等に対する助成金、事務協議会研究会その他の負担金であるが、事業費については事業の緊急度、事業効果等を充分見極めると共に、団体等に対しては育成強化の必要度合を慎重考慮しいやしくも慣例にとらわれることのないよう特段の配慮が望ましい。又事務協議会、研究会等に要する費用も年々増加される傾向にあるが、内容から総合して進歩した結果とは全般的には解し難い。これは独り本市のみならず各都市共通の悩みであると見聞するが今後これら会議の運営に際しては最少限に縮少し実施するよう各関係者の努力を切望する。

(2)予算の流用措置の多いことである。予算流用も時にやむを得ない場合もあろうと思われるが市議会の議決意志を尊重し濫用におちいることのないよう常に留意せられたい。

③需用費の内燃料費（木炭）については一部他科目のものを費消しているのが見受けられたが予算経理上好ましくない。これは経理課において一括購入し現物配給しているので斯る結果が生れたものと思われる。又年度末に物品を購入しているものが随所に見られたが予算消化のためにこのような措置がとられることがあつてはならない。本市の財政事情を考慮すれば前者については各款に亘る需用費の予算編成に考究の余地ありと考えられる。又後者については事情止むを得ないもの以外は極力節約すべきものと思考せられる。

一般会計歳入総括表

款	予算現額	調定額	収入済額	予算現額に比し増額（△は減）
一、市税	円 二三九、四八八、八〇〇.〇〇	円 二三九、七九六、四五八.〇〇	円 二二八、九五二、六六九.〇〇	円 △ 一〇、五三六、一三一.〇〇
二、地方財政平衡交付金	九五、七〇〇、〇〇〇.〇〇	二五、三六五、〇〇〇.〇〇	二五、三六五、〇〇〇.〇〇	△ 七〇、三三五、〇〇〇.〇〇
三、公営企業及び財産収入	六三、四九三、〇九〇.〇〇	六三、六〇〇、七一二.〇〇	六三、五七三、六六六.〇〇	八〇、五七六.〇〇
四、使用料及手数料	一三、二五五、八五〇.〇〇	一三、六〇四、三一一.〇〇	一三、五六二、七〇〇.〇〇	三〇六、八五〇.〇〇
五、国庫支出金	八七、七七七、六五四.〇〇	八〇、〇九七、三三六.〇〇	八〇、〇九七、三三六.〇〇	△ 七、六八〇、三一八.〇〇
六、県支出金	一四、七〇七、〇二五.〇〇	一三、九〇五、二八三.〇〇	一三、九〇五、二八三.〇〇	△ 八〇一、七四二.〇〇
七、寄附金	三、四一七、〇〇〇.〇〇	二、六六一、九八七.〇〇	二、六六一、九八七.〇〇	△ 七五五、〇一三.〇〇
八、雑収入	一一、二六九、三二一.〇〇	一〇、七〇七、九三四.三九	一〇、五六九、七三〇.三九	△ 七一九、五九〇.〇〇
九、市債	七六、八〇〇、〇〇〇.〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇.〇〇	五六、〇〇〇、〇〇〇.〇〇	△ 二〇、八〇〇、〇〇〇.六一
合計	五八四、九二八、八二〇.〇〇	四九四、七三九、〇八三.三九	四八三、六八八、三六三.三九	△ 一〇一、二四〇、四五六.六一

一般会計歳出総括表

款	予算現額	支出済額	翌年度繰越額
一、議会費	円 一四、三六七、二七三.〇〇	円 一三、八六九、七〇七.〇〇	円 —
二、市役所費	八四、五七七、二七一.〇〇	八二、五八八、〇六五.〇〇	—
三、警察消防費	七〇、四五五、二九一.〇〇	六九、八一〇、二三六.〇〇	—
四、土木費	九九、一一八、二三九.〇〇	九〇、一二三、七九二.〇〇	四、二二一、六六二.〇〇
五、教育費	八一、四〇八、三八六.〇〇	七五、八二五、〇五四.〇〇	三、五一三、〇〇〇.〇〇
六、社会及び労働施設費	一一五、七六五、六六二.〇〇	一一一、〇一三、三一二.〇〇	—
七、保健衛生費	一七、二六一、〇三四.〇〇	一四、九五七、二一六.〇〇	—
八、産業経済費	二八、六六六、三一六.〇〇	二七、四〇六、六〇〇.〇〇	—
九、観光費	八、四二七、九八二.〇〇	七、四五二、六五〇.〇〇	—
一〇、財産費	三、二〇〇、一四一.〇〇	二、八八八、五五八.〇〇	—
一一、統計調査費	七四六、三五一.〇〇	五七六、三七六.〇〇	—
一二、選挙費	一、四六六、八五八.〇〇	一、三五六、七九八.〇〇	—
一三、公債費	一四、九八〇、三六二.〇〇	一四、八六八、〇七二.〇〇	—
一四、諸支出金	二七、六三一、〇八六.〇〇	二七、四七四、九七九.〇〇	—
一五、予備費	二、二〇九.〇〇	—.〇〇	—
一六、前年度へ繰上金	一六、八五四、三五九.〇〇	一六、八五四、三五八.三九	—
合計	五八四、九二八、八二〇.〇〇	五五七、〇六五、七七三.三九	七、七三四、六六二.〇〇

特別会計

特別会計は下表の通り四会計であり歳入総決算額は一、〇二九、二四五、四四三円、歳出決算額一、〇一三、一八一、九八九円、差引一六、〇六三、四五四円を翌年度へ繰り越している。

一、競輪事業

競輪事業は月平均売上げ九八〇〇万円余の順調なる成績を収め、収益金より六一、〇〇〇、〇〇〇円を一般会計へ繰り入れ本市財政に多大なる貢献をなしている。競輪に対しては、とかくの批評はあるが本市財政が競輪に依存している現状において競輪の使命は非常に重大であるので今後の運営に当つては特段の配慮を願いたい。

二、水道事業

水道の給水新設工事については小田原市水道使用条例により工事費の月割分納制度が認められているが、月割分納の期間を「その会計年度内」と規定しているため、年度末に工事を施行したものについては、その恩典が与えられていない。水道事業においては給水戸数の増加を図ることが焦眉の問題であるので充分検討改善せられるよう希望する。

三、公益質屋事業

特に指摘する事項はない。

四、国民健康保険事業

国民健康保険は保険料徴収率九六、六％、受診率は二〇一％と好成績を収めている。本年度計画した巡回指導の保健婦は人材を得られず不執行に終つたのは遺感であつたが、社会福祉増進のため本事業のもつ意義は大きい。今後一層の努力を図るようせられたい。

特別会計歳入一覧表

会計別	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額
競輪事業	円 901.709.588.00	円 904.515.167.00	円 904.515.167.00	円 —.00
水道事業	59.113.230.00	60.431.354.00	60.113.565.00	317.789.00
公益質屋事業	21.974.159.00	20.705.063.00	20.705.063.00	—.00
国民健康保険事業	45.052.116.00	46.579.144.00	44.229.437.00	2.349.707.00
合計	1.027.822.093.00	1.032.230.728.00	1.029.245.443.00	2.667.496.00

特別会計歳出一覧表

会計別	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額
競輪事業	円 901.709.588.00	円 898.905.617.00	円 —.00	円 2.803.971.00
水道事業	59.113.230.00	52.490.006.00	5.134.556.00	1.488.668.00
公益質屋事業	21.974.159.00	18.834.845.00	—.00	3.139.314.00
国民健康保険事業	45.025.116.00	42.951.521.00	—.00	2.073.595.00
合計	1.027.822.093.00	1.013.181.989.00	5.134.556.00	9.505.548.00

自治用語

専決処分

専決処分とは、議会の議決すべき事件に関して、必要な議会の議決が得られない場合において、地方公共団体の長が、その議決すべき事件を処分執行することをいいます。この長の専決処分の権限は、地方自治法オ百七十九条によつて認められています。

専決処分のできる場合は次の四つの場合があります。

① 議会が成立しないとき

② 地方自治法オ百十三条（定足数の規定）但し書の場合においてなお会議を開くことができないとき

③ 長において議会を招集する暇がないと認めるとき

④ 議会において議決すべき事件を議決しないとき

専決処分をした事項については、次の議会において議会に報告してその承認を求めることになつています。議会の承認が得られなかつた場合でも、専決処分の効力には影響ありません。何故なら、専決処分をした事項が後になつて議会の不承認によつて無効になるようでは、行政の安定が損われるからであります。しかしながら、不承認の場合は長の政治的責任の問題が残ることになりましよう。

最近の専決処分の例としては、十二月一日の五カ町村合併に伴い、議会を招集する暇がないと認めて、市長において、支所の設置、旧町村議員の引継による職員定数増加などを定めるなど、七件の条例を専決処分にしました。